

岩手県消費者施策推進計画：事業見直し調書①

【現行計画】

【室課名：県民くらしの安全課】

1 項目	(1) 商品やサービスの安全の確保
2 小項目	ア 監視指導及び検査の徹底
3 事業・取組名	③ 食品関係施設の監視指導及び検査の徹底
4 事業概要	①食品の安全性の確保のため、各保健所の食品衛生監視員が、食品衛生法に基づき、食品関係施設に対して監視指導を行います。あわせて、表示に関する講習会を開催し、食品表示の適正化を図ります。 ②安全な食品の流通・販売の推進のため、各保健所において、食品衛生法に基づき、「食品、添加物等の規格基準」に定める成分規格に適合した食品が販売されているかなどの観点から、輸入食品も含めた流通食品の収去検査を行います。



【見直し後】

4 事業概要	①食品の安全性の確保のため、各保健所の食品衛生監視員が、食品衛生法に基づき、食品関係施設に対して監視指導を行います。 ②安全な食品の流通・販売の推進のため、各保健所において、食品衛生法に基づき、「食品、添加物等の規格基準」に定める成分規格に適合した食品が販売されているかなどの観点から、輸入食品も含めた流通食品の収去検査を行います。 ③平成27年4月に施行された食品表示法³⁷に基づき、適正な食品表示に係る指導や収去等を行うとともに、表示に関する講習会を開催し、食品表示の適正化を図ります。
--------	---

【見直し理由】

平成27年4月から、食品衛生法、JAS法及び健康増進法に規定されていた食品表示に関する規定を統合して食品表示法が施行されたため。

³⁷ 食品表示法

食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の食品表示に関する規定が統合された食品の表示に関する包括的かつ一元的な法律で、平成25年6月に制定され、平成27年4月1日に施行されました。法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルールの策定が可能となり、消費者、事業者の双方にとって分かりやすい表示を実現することができるようになりました。

岩手県消費者施策推進計画：事業見直し調書②

【現行計画】

【室課名：県民くらしの安全課】

1 項目	(2) 消費者と事業者との取引の適正化
2 小項目	ア 規格・表示の適正化の推進
3 事業・取組名	③ <u>JAS法</u> に基づく食品表示の適正化
4 事業概要	<p>①食品表示の適正化の確保のため、<u>JAS法</u>に基づき、販売店等に対して店頭での表示の点検を行います。</p> <p>②県内の消費者に食品表示ウォッチャーの委嘱を行い、県内での食品表示のモニタリングを実施します。</p> <p>③食品表示110番を設置し、食品表示に関する苦情、相談、違反情報等を受け付けます。</p> <p>④食品表示専門員を配置し、県民からの通報や情報提供などに基づいて、店舗点検等の監視指導を行います。</p>



【見直し後】

3 事業・取組名	③ <u>食品表示法</u> に基づく食品表示の適正化
4 事業概要	<p>①食品表示の適正化の確保のため、<u>食品表示法</u>に基づき、販売店等に対して店頭での表示の点検を行います。</p> <p>②県内の消費者に食品表示ウォッチャーの委嘱を行い、県内での食品表示のモニタリングを実施します。</p> <p>③食品表示110番を設置し、食品表示に関する苦情、相談、違反情報等を受け付けます。</p> <p>④食品表示専門員を配置し、県民からの通報や情報提供などに基づいて、店舗点検等の監視指導を行います。</p>

【見直し理由】

平成 27 年 4 月から、食品衛生法、JAS法及び健康増進法に規定されていた食品表示に関する規定を統合して食品表示法が施行されたため。